○行事等に関する自転車活用推進官民連携協議会名義の使用許可等取扱要領

令和2年3月 日 自転車活用推進官民連携協議会

(目的)

第1 自転車活用推進官民連携協議会参画団体等による展示会、競技会、講演会、講習会、博覧会、普及運動その他の行事の主催、映画等の製作、出版物の刊行等(以下「行事等」という。) に関する後援、協賛、監修等の自転車活用推進官民連携協議会名義の使用の許可については、この要領に定めるところによる。

## (名義使用の許可基準)

- 第2 行事等に関する後援、協賛、監修等の自転車活用推進官民連携協議会名義の使用は、行事 等が次の各号のすべてに該当する場合に限り、許可するものとする。
  - 一 その内容が次のイ、ロ又はハに掲げるものに寄与すると認められるもの
    - イ 自転車の活用の推進、普及又は啓発
    - ロ 自転車の活用の推進に係る技術の向上
    - ハ 国民経済の発展又は国民生活の向上に係るもので自転車の活用の推進と密接な関係を 有するもの
  - 二 営利を主たる目的とせず、かつ特定の団体等の宣伝に利用されるおそれのないもの
  - 三 行事等の主催者、製作者、発行者等(以下「主催者等」という。)が次のイ又はロに掲げる者であるもの
    - イ 自転車活用推進官民連携協議会に参画している団体
    - ロ 自転車活用推進官民連携協議会に参画している団体が推薦する者
  - 四 その主催者等が前号口に掲げる者であるときは、当該主催者等が行事等を開催する十分な 意思と能力を有すると認められるもの
  - 五 行事等の実行を確実にならしめる計画を有し、かつ、運営の方法が公正であるもの
  - 六 行事等の開催につき、安全上及び衛生上適切な措置が講じられているもの

## (許可等の申請)

- 第3 自転車活用推進官民連携協議会名義の使用の許可を受けようとする者は、許可を受けようとする日の1か月前までに、別記様式第1号による申請書を事務局に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、必要に応じて、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。
  - 一 行事等の開催の目的、日時又は期間、場所、方法その他行事等の内容を示す書類
  - 二 行事等の収支予算に関する書類
  - 三 主催者等が第2第三号ロに掲げる者であるときは、寄付行為、定款又は会則、役員名簿、 事業報告書その他当該団体の性格及び内容を示す書類
- 3 自転車活用推進官民連携協議会に参画している団体が推薦する者が名義の使用の許可を受けようとするときは、当該自転車活用推進官民連携協議会に参加している団体を経由して事務

局に申請しなければならない。

(許可等の手続)

- 第4 行事等に関する後援、協賛、監修等の自転車活用推進官民連携協議会名義の使用の許可は、 自転車活用推進官民連携協議会長(以下「会長」という。)が決定する。
- 2 会長は、前項の許可に当たって必要と認める場合は、自転車活用推進官民連携協議会に参画している団体に意見を聴くものとする。

(許可等の通知)

- 第5 会長は、許可について決定したときは、別記様式第2号による通知書を速やかに作成し、 申請書の提出者に通知するものとする。
- 2 会長は、前項の通知を行ったときは、速やかに自転車活用推進官民連携協議会に参画している団体にその旨を通知するものとする。

(指導・監督)

- 第6 会長は、名義の使用の許可の後においても、主催者等がこの要領の趣旨に反する行為を行 わないよう指導・監督するものとする。
- 2 会長は、主催者等がこの要領の趣旨に反する行為を行っている疑いがある場合は、速やかに 現地調査を行うものとする。
- 3 会長は、主催者等がこの要領の趣旨に反する行為を行っていることが判明した場合は、速や かに是正を勧告するものとする。
- 4 会長は、主催者等が当該行事等の主催に当たって、安全上及び衛生管理上適切な措置をとるよう指導するものとする。

(許可等の取消し)

- 第7 自転車活用推進官民連携協議会名義の使用の許可の後において、次の各号のいずれかに該 当する場合は、自転車活用推進官民連携協議会名義の使用の許可を取り消すものとする。
  - 一 行事等の内容が申請と著しく異なるとき
  - 二 主催者等が当該行事等の主催、製作、刊行等につき自転車活用推進官民連携協議会の信用 を傷つける行為を行ったとき
  - 三 主催者等が第7第2項の現地調査を拒んだとき又は第7第3項の是正の勧告に従わないとき
  - 四 主催者等が当該行事等の主催に当たって、安全上及び衛生上適切な措置を講じなかったとき

(報告)

第8 主催者等は行事等の主催が終了したときは、速やかに収支決算、入場者、参加者、応募者等の数、授賞の日時等その状況を示す書類を、会長に提出しなければならない。

番 号 令和 年 月 日

自転車活用推進官民連携協議会長 殿

住所

氏名 印

行事等に関する自転車活用推進官民連携協議会名義の使用許可申請について

この度、下記により を主催(製作・刊行等)するにあたり、自転車 活用推進官民連携協議会名義の使用許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 行事等の名称及び目的

名 称

目的

2 名義使用期間

 期間自令和年月日

 至令和年月日

3 行事等の期間及び場所

期間自令和年月日至令和年月日

場所

4 使用する自転車活用推進官民連携協議会名義

後援(協賛・監修等)

## ※添付すべき書類

- ◆ 公印が押印された申請書
- ◆ 行事等の内容を示す企画書、実施要領等
- ◆ 収支予算書
- ※自転車活用推進官民連携協議会に参画している団体以外の者が主催する行事等については、上 記の書類に加えて以下の書類も添付すること
  - ◆ 自転車活用推進官民連携協議会参画団体からの推薦書
  - ◆ 申請団体の活動を記した定款、寄付行為、その他団体の会則、規約等の書類
  - ◆ 申請団体の役員名簿

番 号 令和 年 月 日

申請者 宛て

自転車活用推進官民連携協議会長

行事等に関する自転車活用推進官民連携協議会名義の使用について

令和 年 月 日付 号で申請のあった標記については、下記のとおり許可する。

記

- 1 行事等の名称
  - 名 称
- 2 行事等の期間

期間自令和年月日至令和年月日

3 名義の使用を許可する期間

期間自令和年月日至令和年月日

4 使用許可する自転車活用推進官民連携協議会名義

後援(協賛・監修等)

- 5 当該行事等の実施について、自転車活用推進官民連携協議会の関係職員が、行事等の会場、 事務所その他の場所に立ち入ることを求めた場合は、これを拒んではならない。
- 6 次の各号の一に該当する場合は、許可を取り消すものとする。
  - 一 行事等の内容が申請と著しく異なるとき。
  - 二 行事等の実施につき、自転車活用推進官民連携協議会の信用を傷つける行為をしたとき。
  - 三 自転車活用推進官民連携協議会の関係職員の、行事等の会場、事務所その他の場所への立ち入りを拒んだとき。
  - 四 行事等の実施にあたり、安全上及び衛生上適切な措置を講じなかったとき。
- 7 行事等の実施が終了したときは、速やかに次の各号による報告書を提出すること。
  - 一 本名義使用許可書の文書番号及び許可年月日
  - 二 行事等の名称
  - 三 行事等の期間及び場所
  - 四 入場者、参加者、応募者等の数
  - 五 その他行事等の結果